

# 女性に対する暴力をなくすために

配偶者などからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画社会を形成していくために克服しなければならぬ課題です。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。あなた自身や友人・知人などで、暴力に悩んでいる人はいませんか。

## DV(ドメスティック・バイオレンス)とは?

ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者や恋人など親密な関係の人から受ける暴力のことです。暴力は殴る、蹴るなどの身体的なものだけでなく、無視したり大声でどなったりする精神的暴力や生活費を渡さないなどの経済的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する性的暴力などがあります。これらの暴力は、いくつも重なって起きたり、エスカレートしたりすることもあります。

## DVの背景と影響

DVは、主に男性による女性への加害が大半です。

DVの背景のひとつとして、「男は仕事、女は家庭」という考え方や女性は男性に従うものという社会的につくられた性差(性別役割分業の意識)や男性優位の考えにあると思われます。また、女性は経済的に自立していないために我慢を強いられたり、子どものために配偶者と別れられないというケースもあります。

しかし、DVは重大な人権侵害であり、犯罪行為です。また、暴

文化スポーツ課 ☎66♦1167

## だれかに相談して!

配偶者などから暴力を受けた時、家庭内や個人の問題だからと自分一人で解決しようとしていませんか。相手との関係について「つらい」「何かおかしい」と感じたら、まずはご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

### ■電話相談(県女性相談センター)

☎052♦962♦2527

月～金曜日 午前9時～午後9時

土・日曜日 午前9時～午後4時

### ■ストーカー 110番(県警察本部)

☎052♦961♦0888

※DVに関する相談含む。24時間受け付け。

### ■DV専門電話相談(ウィルあいち)

☎052♦962♦2528

月曜日 午後2時～3時30分

### ■悩みごと相談(市役所家庭児童相談室)

☎66♦1213

月～金曜日 午前9時30分～午後5時



女性に対する暴力の根絶のためのマーク

力を受けたことにより、身体的、精神的に不調となり、何年間も不安やイライラが続いたりすることもあります。さらに、暴力を目撃した子どもの心身に与えるダメージは計り知れません。暴力を目撃しながら育った子どもは、同じように暴力で相手を支配することも少なくなく、暴力の連鎖となりかねません。

## DV防止法

このような状況を改善して、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るため『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』(DV防止法 平成13年制定)があります。被害者を保護するために裁判所がDV加害者に対して、一定の命令をすることができ、法律で、平成19年に改正された「電話等の禁止命令」「親族等への接近禁止命令」など保護の対象範囲が拡充されています。